

札幌市ユニバーサル推進本部設置要綱（令和5年9月6日市長決裁）新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考								
<p>(組織)</p> <p>第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、それぞれ次表に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">(省略)</td> </tr> <tr> <td>本 部 員</td><td>市長室長、まちづくり政策局長、まちづくり政策局都市計画担当局長、財政局長、市民文化局長、スポーツ局長、保健福祉局長、子ども未来局長、経済観光局長、経済観光局観光・M I C E 担当局長、建設局長、都市局長、交通事業管理者、教育長</td> </tr> </table> <p>2 (省略)</p>	(省略)		本 部 員	市長室長、まちづくり政策局長、まちづくり政策局都市計画担当局長、財政局長、市民文化局長、スポーツ局長、保健福祉局長、子ども未来局長、経済観光局長、経済観光局観光・M I C E 担当局長、建設局長、都市局長、交通事業管理者、教育長	<p>(組織)</p> <p>第3条 (現行のとおり)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">(現行のとおり)</td> </tr> <tr> <td>本 部 員</td><td>市長室長、まちづくり政策局長、<u>まちづくり政策局政策推進担当局長</u>、まちづくり政策局都市計画担当局長、財政局長、市民文化局長、スポーツ局長、保健福祉局長、子ども未来局長、経済観光局長、経済観光局観光・M I C E 担当局長、建設局長、都市局長、交通事業管理者、教育長</td> </tr> </table> <p>2 (現行のとおり)</p>	(現行のとおり)		本 部 員	市長室長、まちづくり政策局長、 <u>まちづくり政策局政策推進担当局長</u> 、まちづくり政策局都市計画担当局長、財政局長、市民文化局長、スポーツ局長、保健福祉局長、子ども未来局長、経済観光局長、経済観光局観光・M I C E 担当局長、建設局長、都市局長、交通事業管理者、教育長	機構改革に伴う本部員の追加（まちづくり政策局政策推進担当局長）
(省略)										
本 部 員	市長室長、まちづくり政策局長、まちづくり政策局都市計画担当局長、財政局長、市民文化局長、スポーツ局長、保健福祉局長、子ども未来局長、経済観光局長、経済観光局観光・M I C E 担当局長、建設局長、都市局長、交通事業管理者、教育長									
(現行のとおり)										
本 部 員	市長室長、まちづくり政策局長、 <u>まちづくり政策局政策推進担当局長</u> 、まちづくり政策局都市計画担当局長、財政局長、市民文化局長、スポーツ局長、保健福祉局長、子ども未来局長、経済観光局長、経済観光局観光・M I C E 担当局長、建設局長、都市局長、交通事業管理者、教育長									